

令和元年12月24日開会

令和元年12月24日閉会

令和元年12月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 4 1 分

○議長（興石 修君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第 19 号から議案第 26 号までの審査を行います。

初めに、議案第 19 号「平成 30 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第 19 号「平成 30 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案目録にあります議案集の 1 ページをご覧ください。

「平成 30 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算」につきましては、本年 9 月 17 日に乙黒環、五味武彦両監査委員の審査を受けまして、9 月 27 日付けで、予算執行状況等について、適正である旨の意見書が提出されたところでございます。

内容につきましては、配付いたしました「平成 30 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」のとおりでございます。

それでは、各会計別決算のうち、事務局所管の決算事項別内容について、ご説明いたします。

なお、金額につきましては、決算書に記載のとおりでありますので、一部を除き省略をさせていただきますが、ご理解いただきたいと思います。

恐れ入りますが、お手元の「平成 30 年度歳入歳出決算書」の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度甲府地区広域行政事務組合歳入歳出決算一覧表でございます。

最下欄の合計欄であります。本組合の一般会計及び 4 つの特別会計を合わせました 5 会計の合計でございます。予算現額 35 億 8,894 万円に對しまして、収入済額 35 億 8,785 万 9,148 円、支出済額 35 億 0,447 万 3,314 円、差引残額 8,338 万 5,834 円でございます。

なお、各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

これら、差引残額のうち、一般会計及び消防事業特別会計の2会計の合計8,128万1,376円につきましては、財政調整基金に積み立てをいたしました。

また、国母公園管理事業特別会計の決算剰余金210万4,458円につきましては、今年度予算に繰り越しをするものでございます。

なお、この繰り越しにつきましては、本定例会へ「議案第20号」繰越金の増額に係ります、補正予算案として提出をしたものでございます。

次に、決算書の24ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,260万9,046円、歳出総額4,925万4,013円、歳入・歳出差引額につきましては、335万5,033円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

25ページ、26ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 組合運営費 負担金は、組織市町からの負担金でございます。

次に、2款1項1目 利子及び配当金は、財政調整基金、職員退職手当金支払準備基金、消防施設整備事業等基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子の収入につきましては、歳出の基金積立金に計上いたしまして、各基金に積み立てを致しました。

27ページ、28ページをご覧ください。

5款2項1目 雑入は、甲府市福利厚生組合より厚生事業会計の繰越剰余金の一部、事業主負担金の返金及び組合事務局の嘱託職員1名分の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額5,324万4千円、調定額、収入済額ともに5,260万9,046円でございます。

次に、29ページ、30ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費の主なものについて、ご説明いたします。

1節 報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。

9 節 旅費は、組合議員の行政視察研修に係ります旅費等でございます。

1 1 節 需用費は、地方議会事務提要の追録代でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修の際の大型バスの借上げ料及び議員懇話会の会場借上げ料等でございます。

次に、2 款 1 項 1 目 一般管理費の主なものについて、ご説明いたします。

1 節 報酬は、特別職 5 名分と事務局嘱託職員 1 名分の報酬でございます。

2 節 給料から 4 節 共済費までにつきましては、事務局職員 4 名分の人件費でございます。

1 1 節 需用費は、消耗品費、自動車燃料費、印刷製本費が主なものでございます。

3 1 ページ、3 2 ページをご覧ください。

1 2 節 役務費は、電信電話料及び職員の定期健康診断手数料、自動車共済分担金等でございます。

1 3 節 委託料は、組合例規集システム更新データ作成業務費でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、例規執務サポートシステム、また、事務局連絡用自動車及び複写機のリース料でございます。

1 9 節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

2 5 節 積立金は、事務局職員 1 名分の職員退職手当支払準備基金への積立金でございます。

次に、2 款 1 項 2 目の公平委員会費でございますが、1 節の報酬は、公平委員 3 名分の報酬でございます。

次に、2 款 1 項 3 目 財政調整基金費から 2 款 1 項 5 目 消防施設整備事業等基金費の 2 5 節 積立金につきましては、先程、歳入の利子及び配当金でご説明いたしました、各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てをいたしましたものでございます。

次に、2 款 2 項 1 目 監査委員費でございますが、1 節 報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。

1 1 節 需用費は、平成 3 0 年度定期監査報告書等の印刷製本に要しました経費でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額 5, 3 2 4 万 4 千円、支出済額 4, 9 2 5 万 4, 0 1 3 円、不用額 3 9 8 万 9, 9 8 7 円でございます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、ふるさと市町村圏事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、3 4 ページをご覧ください。

ふるさと市町村圏事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入、歳出総額ともに同額の 1 7 5 万 1, 4 0 0 円でございます。

3 5 ページ、3 6 ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

3 款 1 項 1 目 ふるさと市町村圏基金繰入金でございますが、基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当したものでございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに 1 8 6 万 3 千円、調定額、収入済額ともに 1 7 5 万 1, 4 0 0 円でございます。

次に、3 7 ページ、3 8 ページをご覧ください。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目 事業費のうち 1 1 節 需用費は、親子防災体験研修の事業に要しましたものでございます。

1 2 節 役務費は、組合ホームページインターネット回線接続料が主なものでございます。

1 3 節 委託料は、組合ホームページの運用保守管理費でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、親子防災体験研修のためのバス借上料でございます。

2 8 節 繰出金につきましては、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計につきましては、予算現額 1 8 6 万 3, 0 0 0 円、支出済額 1 7 5 万 1, 4 0 0 円、不用額 1 1 万 1, 6 0 0 円でございます。

以上でふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、視聴覚ライブラリー事業特別会計につきまして、ご説明申し上げ

げます。

恐れ入りますが、54ページをご覧ください。

視聴覚ライブラリー事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入、歳出総額ともに同額の11万1,600円でございます。

55ページ、56ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

2款1項1目 ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金は、当該会計からの繰入金により、事業を執行しているものでございます。

歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに14万9千円、調定額、収入済額ともに11万1,600円でございます。

57ページ、58ページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。

1款1項1目 視聴覚ライブラリー運営費でございますが、1節 報酬は、教育委員会委員5名分の報酬でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに14万9千円、支出済額11万1,600円、不用額3万7,400円でございます。

以上で視聴覚ライブラリー事業特別会計の説明を終らせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、60ページをご覧ください。

国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,356万2,906円、歳出総額2,145万8,448円、歳入・歳出差引額につきましては、210万4,458円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

61ページ、62ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。

次に、2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有

使用料でございます。

次に、4款1項1目 国母公園管理基金繰入金につきましては、高圧受変電設備等の改修工事費と致しまして基金から繰り入れ、工事請負費に充当致しました。

次に、5款1項1目 繰越金は、平成29年度の決算剰余金を平成30年度予算に繰越したものでございます。

このことにつきましては、平成30年12月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。

63ページ、64ページをご覧ください。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所内に入居しております、国母工業団地工業会からの光熱水費相当分と国母公園嘱託職員3名の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額2,361万円、補正予算額112万4千円の増、予算現額2,473万4千円、調定額、収入済額ともに2,356万2,906円でございます。

65ページ、66ページをご覧ください。

歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬及び4節 共済費は嘱託職員3名の人件費でございます。

11節 需用費は、消耗品費、光熱水費が主なものでございます。

12節 役務費は、電信電話料、また、昨年9月に発生しました台風24号による、公園内の樹木の倒木撤去料が主なものでございます。

13節 委託料は、国母公園内の清掃作業、電気工作物の保守管理、管理事務所の警備業務、ごみ処理業務等の委託料でございます。

15節 工事請負費は、高圧受変電設備他の改修及びグラウンド照明安定器取替工事でございます。

19節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に伴う補助金でございます。

25節 積立金は、国母公園管理基金への積立金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額

2, 361万円、補正予算額112万4千円の増、予算現額2,473万4千円、支出済額2,145万8,448円、不用額327万5,552円でございます。

以上で事務局所管の4つの会計についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、宮下総務課長からご説明いたします。

○議長（興石 修君） 宮下総務課長。

○宮下総務課長（宮下光夫君） それでは、引き続きまして、平成30年度消防事業特別会計の決算の内容につきまして、説明いたします。なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料平成30年度歳入歳出決算書の40ページをお開きいただきたいと存じます。

平成30年度消防事業特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額は35億982万4,196円、歳出総額は34億3,189万7,853円、歳入歳出差引額は、7,792万6,343円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額であります。

なお、この差引額につきましては、決算剰余金といたしまして、地方自治法第233条の2の規定により、本組合の財政調整基金条例第2条に基づき、同基金に積み立てております。

引き続きまして、41、42ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入決算事項別明細書であります。

以下、項目に沿って内容を説明いたします。

まず、1款1項1目 消防費負担金であります。本組合同規約に基づく、組織市町からの常備消防費負担金などを収入したものであります。

次に、2款1項1目 消防手数料であります。本組合手数料条例に基づく、消防許認可申請手数料などを、収入したものであります。

次に、5款1項1目 財産貸付収入であります。消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次の43、44ページをお開きいただきたいと存じます。

6款1項2目 職員退職手当金支払準備基金繰入金であります。職員の退

職手当を基金から繰り入れたものであります。

次に、6款1項3目 消防施設整備事業等基金繰入金であります。貢川出張所ポンプ車及び中央署、南署の高規格救急車に係る車両整備事業並びに宮本出張所外壁他改修工事、田富出張所下水道接続工事の施設整備事業に係る費用の財源として基金から繰り入れたものであります。補正につきましては、各事業費の確定により減額したものであります。

次に、8款1項1目 預金利子であります。歳計現金に係る預金利子を収入したものであります。

次に、8款2項1目 雑入であります。中央自動車道等における救急業務支弁金及び山梨県防災ヘリ運航調整交付金などであります。

次の45、46ページをお開きいただきたいと存じます。

9款1項1目 消防債であります。貢川出張所ポンプ車及び中央署、南署の高規格救急車、車両更新整備事業に係る費用の財源として消防債を収入したものであります。補正につきましては、各事業費の確定により減額したものであります。

以上、歳入合計は、最下欄に記載してありますように、当初予算額35億1,752万8千円、補正予算額857万8千円の減額、予算現額35億895万円、調定額、収入済額ともに、35億982万4,196円であります。

次の47、48ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出について説明いたします。

以下、項目に沿って内容を説明させていただきます。

金額につきましては、決算状況の資料に記載されておりますので、省略させていただきますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、備考欄に主な用途を記載してございます。

まず、1款1項1目 常備消防費であります。警防、救急、救助活動のほか、各種消防活動に要した経費であります。

初めに、1節 報酬であります。非常勤嘱託職員計7名分の報酬に要した経費であります。

次に、2節 給料、3節 職員手当等及び4節 共済費であります。消防

職員 338 名分の人件費に要した経費であります。

次に、7 節 賃金であります。救急救助課の臨時職員 1 名分の人件費に要した経費であります。

次に、8 節 報償費であります。火災の早期発見及び初期消火等の消防協力者に対する、表彰記念品などに要した経費であります。

次に、9 節 旅費であります。消防大学校入校や各種会議の出席などに要した経費であります。不用額の主な要因であります。全国消防救助技術大会が中止になったことによるものであります。

次に、10 節 交際費であります。消防長が消防本部を代表して、外部と交際する際に要した経費であります。

次に、11 節 需用費であります。消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費であります。

次に、12 節 役務費であります。電信電話料や消防車両の保険料などに要した経費であります。不用額の主な要因であります。電信電話料及び各種点検等手数料に要する経費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、13 節 委託料であります。財務会計システム構築運用業務委託料をはじめ、全 41 件の業務委託に要した経費であります。

次に、14 節 使用料及び賃借料であります。各消防署の司令車などのリース料や複写機などの賃借料に要した経費であります。

次に、18 節 備品購入費であります。仮眠用ベッド、空気呼吸器用軽量ボンベ等の購入に要した経費であります。

次の 49、50 ページをお開きいただきたいと思います。

19 節 負担金補助及び交付金であります。甲府防火協会補助金及び山梨県消防学校入校費負担金、福利厚生組合事業主負担金などの負担金及び補助金に支出したものであります。

次に、25 節 積立金であります。本組合の職員退職手当金支払準備基金への積立金であります。

次に、27 節 公課費であります。消防車両 28 台分の自動車重量税の納付に要した経費であります。

次に、1款1項2目 消防施設費であります。災害活動の拠点である消防庁舎の改修や消防車両の更新整備に要した経費であります。補正につきましては、工事請負費及び備品購入費における各事業費の確定に伴い857万8千円を減額したものであります。

まず、9節 旅費であります。消防車両の更新整備に伴う中間検査を実施するための旅費に要した経費であります。

次に、11節 需用費であります。南署はしご車のオーバーホールに要した経費であります。このオーバーホールは、はしご自体を全て分解し機能や性能の復元を図りはしご車の安全性と性能を維持するため定期的を実施するものであります。

次に、15節 工事請負費であります。宮本出張所外壁他改修工事の他に要した経費であります。

次に、18節 備品購入費であります。貢川出張所ポンプ車及び中央署、南署の高規格救急車の更新整備に要した経費であります。

次に、25節 積立金であります。本組合の消防施設整備事業等基金への積立金であります。

次の51、52ページをお開きいただきたいと存じます。

2款1項1目 元金及び2目 利子であります。平成25年度の高機能指令センター改修工事及び消防救急デジタル無線整備事業をはじめ、全24件に係る消防債の元金償還及び利子の支払いに要した経費であります。

以上、歳出合計は、当初予算額35億1752万8千円、補正予算額857万8千円の減額、予算現額35億895万円、支出済額34億3,189万7,853円、不用額7,705万2,147円であります。

なお、不用額につきましては、給料及び職員手当等、共済費等が当初の見込みを下回ったためであります。

以上で消防事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、お願い申し上げます。

○議長（興石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(興石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算(第1号)」について当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長(長谷川達郎君) それでは、議案第20号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案集の3ページをご覧ください。

この補正の内容につきましては、平成30年度決算剰余金を本年度予算に繰越金として計上し、国母公園管理基金に積立てるものでございます。

歳入・歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、210万4千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,912万4千円とするものでございます。

次に6ページ、7ページをご覧ください。

歳入でございますが、5款 繰越金は、平成30年度決算剰余金210万4千円を令和元年度予算に繰越すものであります。

歳出につきましては、1款 公園事業費の一般管理費に210万4千円を追加し、国母公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第20号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算(第1号)」について説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長(興石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(興石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号「甲府地区広域行政事務組合規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第21号「甲府地区広域行政事務組合規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の9ページから11ページと併せまして、お手元の右上に「議案第21号」と書かれました、A4縦版の資料になります「甲府地区広域行政事務組合規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の概要」をご覧ください。

初めに、概要につきましてご説明させていただきます。

1の「改正理由」であります。今回の規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましては、甲府地区広域行政事務組合規約第3条第1号に規定します「甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務」及び第5号に規定します「視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務」については、組織市町の平成31年3月議会定例会におきまして廃止について議決をいただき、その後、山梨県より規約の変更に係る許可を受けたことから、関係条例の整備を行うものであります。

それでは、整備条例第1条の規定についてご説明いたします。

お手元の右上に「議案第21号」と書かれました「甲府地区広域行政事務組合職員定数条例 新旧対照表」の1ページをご覧ください。

整備条例第1条の「甲府地区広域行政事務組合職員定数条例」の一部改正の内容につきましては、第2条第1項第3号にあります、視聴覚ライブラリーの職員定数を削除するものであります。

次に、2ページをお開きください。

整備条例第2条の「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正の内容につきましては、第1条中第5号に規定します教育長及び第6号に規定します教育委員会委員を削除し、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とするものであります。

次に、第2条第1項中「前条第1号から第9号」までを「前条第1号から第7号」までに改め、第4条第1項中「第1条第1号から第6号」までを「第1条第1号から第4号」までに改めるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

記載の別表第1中「教育委員会」の部を削るものであります。

次に、4ページをお開きください。

記載の別表第2中「教育長」及び「教育委員会委員」の部を削るものであります。

次に、5ページをご覧ください。

整備条例第3条の「甲府地区広域行政事務組合特別会計条例」の一部改正の内容につきましては、第1条第1号に規定します「甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計」及び第3号に規定します「甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー事業特別会計」を削り、第2号を第1号とし、第4号を第2号とするものであります。

次に、6ページをお開きください。

整備条例第4条の「甲府地区広域行政事務組合財政調整基金条例」の一部改正の内容につきましては、第2条第1号中「消防事業特別会計及び視聴覚ライブラリー事業特別会計」を「及び消防事業特別会計」に改めるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

整備条例第5条の「甲府地区広域行政事務組合管理者その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の一部改正の内容につきましては、第2条中「教育委員会委員」を及びに改めまして、第3条第1号中「公平委員会委員及び教育委員会委員」を「及び公平委員会委員」に改めるものであります。

次に、8ページをお開きください。

整備条例第6条の「甲府地区広域行政事務組合負担金納付条例」の一部改正の内容につきましては、第3条第1項中「同条同項第2号、第3号及び第4号」を「同項第2号及び第3号」に改めるものであります。

次に、9ページをご覧ください。

整備条例第7条の「甲府地区広域行政事務組合情報公開条例」の一部改正の内容につきましては、第2条第1項中「教育委員会」を削るものであります。

次に、10ページをお開きください。

整備条例第8条の「甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例」の一部改正の内容につきましては、第2条第3号中「教育委員会」、同じく第3号中「甲府市選挙管理委員会」を削るものであります。

恐れ入りますが、議案目録の 11 ページをご覧ください。

整備条例第 9 条は「甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー設置条例」及び「甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例」を廃止するものであります。

最後に、附則につきましては、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 22 号「甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第 22 号「甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定」について、ご説明申し上げます。

議案集の 13 ページから 25 ページと併せまして、お手元の右上に「議案第 22 号」と書かれました、A4 横版の資料になります「会計年度任用職員の概要」と併せまして、A4 縦版の資料になります「甲府地区広域行政事務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の概要」をご覧ください。

初めに、会計年度任用職員制度の概要につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、A4 横版の「会計年度任用職員制度の概要」をご覧ください。

A4 横版資料の左側にありますとおり、改正前の「旧地方公務員法」におきましては、嘱託職員及び臨時職員を左上の丸囲みの、現行の「嘱託職員」、それと、その下の丸囲みの「臨時職員」として任用してまいりましたが、令和 2 年 4 月 1 日から施行します、改正後の「新地方公務員法」では、一般職を①にあ

ります「会計年度任用職員」として、新しい制度のもとに任用してまいりますとともに、⑥にあります「特別職非常勤職員」及び㉔にあります「臨時的任用職員」につきましては、任用要件を厳格化しまして、任用していくところがございます。

それでは、㉔の会計年度任用職員をご覧ください。

新たな、会計年度任用職員の①にあります『制度』につきましては、会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受けることから、懲戒処分等が適用されます。②の『給料・報酬』につきましては、新たに期末手当が支給されます。③の『休暇・休業』につきましては、これまで適用されていなかった、育児休業、介護休暇、介護時間制度が適用されます。

次に、会計年度任用職員の種類ですが、④の「フルタイム」と⑤の「パートタイム」の2種類がございます。

④のフルタイム会計年度任用職員につきましては、一週間の勤務時間が正規職員と同じ時間となり、地域手当をはじめとした、各種手当が支給されるほか、期末手当、退職手当が支給されます。

⑤のパートタイム会計年度任用職員につきましては、一週間の勤務時間が正規職員よりも短く、通勤や旅費に係る費用は、費用弁償として支給されるほか、期末手当が支給されますが、退職手当は対象外となります。

続きまして、A4縦版の資料になります「甲府地区広域行政事務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の概要」をご覧ください。

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の概要」について、ご説明を申し上げます。

1の「制定理由」であります。本条例は、平成29年5月17日に公布されました「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が新たに創設され、令和2年4月1日に施行されることに併せまして、当組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

次の「制定する主な内容」につきましては、(1)から(5)の記載のとおりでございます。

それでは、案文に沿いまして、主な内容について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案集に戻りまして13ページをご覧ください。

まず、第1条は、条例の趣旨について、定めるものであります。第2条は、次のページにまたがりませんが、会計年度任用職員に支給する給与の種類及び支給の方法等を規定するものであります。

次に、第3条から16ページ下段の第17条までは、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定しますフルタイム勤務の会計年度任用職員に係る給料、職務の号給、各種手当の内容、旅費等について定めるものであります。

次に、17ページをご覧ください。

第18条から21ページ下段の第33条までは、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定します、パートタイムで勤務する会計年度任用職員に係る各種報酬と期末手当等を定めるものであります。

次に、22ページをお開き下さい。

第34条につきましては、規則への委任について規定するものであります。

また、附則につきましては、改正法の施行に合わせまして、令和2年4月1日から施行する旨を規定いたします。

なお、本条例に定める他、会計年度任用職員の勤務時間、休日、懲戒及び分限等については、後ほど、ご説明いたします「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」により規定してまいります。

以上で説明を終らせていただきます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、ではよろしく願いいたします。

現在嘱託職員、臨時職員の皆さんは何人いらっしゃるのか。そして、その方

達の内、その方達の性別や年齢構成が分かりますでしょうか。そして、その方達の内、何名が来年度の会計年度任用職員の方に移行されていく予定になっているのかその辺お聞かせください。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えします。臨時職員、非常勤職員の任用状況であります。令和元年12月現在で事務局では4名、消防本部では9名を任用しております。また年齢構成、性別構成でございますが、男性が4名、女性が9名。年齢でございますが、60代が4名。50代が1名、40代が4名、30代が4名でございます。最後に会計年度任用職員への移行につきましては、事務局が3名、消防本部では9名を想定しております。

以上でございます。

○議長（興石 修君） 木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、すみません。あと、その中で、来年度の会計年度任用職員に移行される中で、フルタイムが想定されている方はどのくらいいらっしゃるか分かりますか。

○議長（興石 修君） 長谷川達郎君。

○事務局次長（長谷川達郎君） フルタイム会計年度任用職員については、想定しておりません。全てパートタイム会計年度任用職員となります。

以上でございます。

○議長（興石 修君） 木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、会計年度任用職員の皆さんは、運用はそれぞれの年度だと思えますけれども、繰り返しの任用と言いますか、何回までとか、何年まで、そのような事は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（興石 修君） 長谷川達郎君。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えいたします。この会計年度任用職員につきましては、あくまでも会計年度ごとに新たに任用されるものでございます。この職員につきましては、年度ごとに必要かどうか吟味を行いまして、年度ごとに任用されることになっております。また基本的には新たに任用されるものでございますので、その年度内の能力評価を行いまして、任用するものでございますので、結果としまして繰り返し任用されるという事はあり得るという想定をしている所でございます。

以上でございます。

○議長（輿石 修君） 木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、民間に適用されています5年以降からの無期転換ルールや、いわゆるパートタイム労働法の適用はどのように検討されているのでしょうか。

○議長（輿石 修君） 長谷川達郎君。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えいたします。労働契約法第18条によります正規職員への転換制度につきましては、地方公務員法は労働契約法の適用除外となっております。従いまして、正規職員を採用する場合は、競争試験などにより正規職員としての能力実証を改めて行う必要があります。

以上でございます。

○議長（輿石 修君） 木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則の中で、本来常勤職員や正職員と位置付けるべきだと考えますが、そういった事についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（輿石 修君） 長谷川達郎君。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えいたします。常勤職員、正規職員として位置付けるべきにつきましては、業務の内容等を鑑み、それぞれ常勤職員で必要な人数、あるいは非常勤職員で必要な人数など、年度ごとに定員を設定いたしまして、それぞれ会計年度ごとに任用していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（輿石 修君） 木内直子君。

○議員（木内直子君） はい、ではまとめます。基本的には、様々な公務の労働は正規職員でというのが大原則だと考えております。本条例については、会計年度任用職員における勤務条件の前進であるという事は承知しておりますが、やはり会計年度任用職員は、いつまでも非正規雇用であるとか、雇止めも可能、様々な問題があると考えております。あくまでも公務の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心にするというのが大原則だと思っております。そのように制度設計をするべきだと考えております。臨時や非常勤の職を人員の調整弁と

して利用することがあれば、地方公務員法の無期限任用の原則を壊すことになりかねないと思います。1年間の限定の雇用制度でもありますし、フルタイム無期雇用の原則とする、そういうルールも外れていると思います。この基となった法律の制定にも、私共が反対した経緯もありますので、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営、原則を堅持する事、本格的で恒常的な業務を担う非正規な職員たちを雇用化する事、非正規の雇用の安定、処遇の改善を図るべきだという立場からこの条例には反対いたします。

以上です。

○議長（興石 修君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第23号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第23号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定」について、ご説明申し上げます。

議案集の27ページから29ページと併せまして、お手元の右上に「議案第23号」と書かれました、A4縦版の資料になります「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の概要」をご覧願います。

初めに、概要につきましてご説明させていただきます。

1の「改正理由」であります。今回の条例改正につきましては、先ほど、議案第22号でご説明させていただきました、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が図られるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、当組合においても、これに応じた措置を講ずる必要があるため、関係条例の整備を行うものであります。

それでは、整備条例第1条の規定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、右上に「議案第23号」と書かれました「甲府地区広域行

政事務組合職員給与条例新旧対照表」の1ページをご覧ください。

「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例」の一部改正につきましては、臨時的任用職員に係る改正を行うものであります。

改正内容であります。会計年度任用職員の給与等につきましては、先ほどの議案第22号「甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において、原則が定められることとなるため、「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例」に規定しています臨時的任用職員について、会計年度任用職員と明確に区別するものであります。

改正内容は、第4条第1号中「臨時に雇用された者」を改正後の地方公務員法の規定に合わせまして、「地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用された者」に改めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

整備条例第2条の規定につきましては、臨時的任用職員に係る「甲府地区広域行政事務組合 職員定数条例」の一部改正であります。

臨時的任用職員は、改正後の地方公務員法 第22条の3第4項の規定により、「緊急のとき」又は「臨時の職に関するとき」に任用することができますが、「緊急のとき」は、その欠員を生じた職が「臨時の職」ではないことから、定数条例の対象となります。

一方、「臨時の職に関するとき」は、臨時的任用を行う日から1年以内に廃止することが 予想される職に関する任用であることから、定数条例の対象外となります。

このため、「臨時の職に関する」場合に任用された臨時的任用職員は、定数から除く改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第1条中「臨時の職員」を「臨時的に任用された職員（地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において、臨時的に任用された職員に限る。）」に改めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

整備条例第3条の規定につきましては、会計年度任用職員に係る「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例」の一部改正であります。

会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同一の勤務時間とするフルタ

イムと、短時間勤務のパートタイム職員があります。

退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員が対象となりますことから、本改正におきましては、パートタイム会計年度任用職員については、対象としないことを規定するものであります。

改正の内容につきましては、第1条第2項に「ただし書」といたしまして、「ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。」を加えるものであります。

次に、4ページをお開きください。

整備条例第4条の規定につきましては、臨時的任用職員及び会計年度任用職員に係る「甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正であります。

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の勤務時間等につきましては、任命権者が別に定めることを規定するものであります。

改正の内容につきましては、第18条の見出しを「(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)」に改め、同条中「臨時及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改めるとともに、新たに第2項として、「会計年度任用職員に関する規定」を加え、取扱を明確にするものであります。

次に、5ページをご覧ください。

整備条例第5条の規定につきましては、会計年度任用職員に係る「甲府地区広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の一部改正であります。

会計年度任用職員につきましては、服務規程が課されることから、懲戒処分の対象となります。

このため、懲戒処分のうち「減給」を行う場合、パートタイム会計年度任用職員におきましては、給料に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬の合計額を減給の算定に用いることから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第3条中「合計額」の次に「パートタイムの会計年度任用職員に相当する報酬の額を合計額とする旨の括弧書きの規定」を加

えるものであります。

次に、6ページをお開きください。

整備条例第6条の規定につきましては、会計年度任用職員に係る「甲府地区広域行政事務組合職員旅費支給条例」の一部改正であります。

会計年度任用職員のうち、フルタイムの職員については「旅費」を支給することができますが、一会計年度ごとに任用される会計年度任用職員については、赴任した場合の旅費を支給することは想定していないことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第3条に、新たに第2項いたしまして「赴任した場合の旅費は、フルタイム会計年度任用職員には支給しない。」旨の規定を加えるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

整備条例第7条の規定につきましては、会計年度任用職員にかかる「甲府地区広域行政事務組合職員の分限に関する条例」の一部改正であります。

改正の内容につきましては、会計年度任用職員に係る休職の期間を任期の範囲内において任命権者が定めることとする規定を第7条に、新たに第8項として、追加するものであります。

次に、8ページをお開きください。

整備条例第8条の規定につきましては、会計年度任用職員にかかる「甲府地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正であります。

改正の内容につきましては、人事行政の運用の状況に関し、任命権者が管理者に報告しなければならない事項に、フルタイムの会計年度任用職員を加えるものであります。

最後に附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

恐れ入ります、一部訂正をよろしく願いいたします。資料新旧対照表でございますが、1ページ目の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例でございます。こちら第4条、新しい改正後の方でございますが(1)号に「地方自治法第22条の3の規定により臨時的に任用された者」と書かれていますが、地方自治法で

はなく「地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用された者」でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（興石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第24号「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の31ページから35ページと併せまして、お手元の右上に「議案第24号」と書かれました、A4縦版の資料になります「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定」の概要ご覧いただけます。

初めに、概要につきましてご説明させていただきます。

1の「改正理由」であります。今回の条例改正につきましては、これまで、適用の無かった非常勤職員について、一般職の位置付けとなる会計年度任用職員については、育児休業等の適用対象となったことを受け、本組合における会計年度任用職員の育児休業の取得を可能とするため、必要な改正を行うものであります。

次に2の「改正する主な内容」であります。会計年度任用職員が、育児休業を取得することができる要件や育児休業の期間などを明確にするものであります。

それでは、改正規定等についてのご説明をさせていただきます。

お手元の「議案第24号」、「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例」新旧対照表1ページをご覧いただけます。

初めに、第2条であります。法律であります育児休業法では、育児休業を

することができない職員について、法で定める職員のほか、条例で定めることとされております。

第2条第1号及び第2号には、この「育児休業をすることができない職員」を規定しておりまして、第1号は、育児休業を取得した職員の代替である任期付職員、第2号は、職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長職員であります。

この第2号の次に第3号の規定を新設いたします。

第3号につきましては、ただ今申し上げました第1号と第2号のように、育児休業をすることができない職員を規定するのではなく、第3号にあります「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」を規定するものであります。

すなわち、新設いたします第3号アからエまでのいずれかに当てはまる非常勤職員は、育児休業を取得できるものになります。

まず、第3号アにあります「次のいずれにも該当する非常勤職員」の（ア）から（ウ）までにつきましては、育児休業が取得できる非常勤職員自身の要件を規定するものでありまして、（ア）は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員であること。（イ）は、その養育する子が1歳6箇月に達する日、若しくは、2歳に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員であること。（ウ）は、勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員であること。この（ア）から（ウ）の「3つの要件」を満たす必要があります。

次の同号イは、その養育する子が1歳6箇月に達する日まで育児休業を取得する非常勤職員を、次に、2ページをお開きください。

次の同号ウは、その養育する子が2歳に達する日まで育児休業を取得する非常勤職員を、次の同号エは、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き同休業をしようとする非常勤職員をそれぞれ規定いたします。

以上、アからエまでの「いずれかに該当した職員」が育児休業を取得できる非常勤職員となります。

続きまして、第2条の2の次に、第2条の3の規定を新設いたします。

内容につきましては、育児休業法 第2条第1項の「条例で定める育児休業をすることができる期間」について、規定するものであります。

第1号は、原則として、非常勤職員の養育する子が1歳に達する日まで育児休業を取得できるものとするものであります。

第2号は、非常勤職員の配偶者が育児休業等を取得していた場合に、子が1歳2箇月に達する日までの間、育児休業を取得できるものとするものであります。

次に、3ページをご覧ください。

第3号は、非常勤職員が養育する子が1歳に達する日に育児休業を取得している場合、一定の要件のもと、1歳6箇月に達する日までの間、同休業を取得できるものとするものであります。

次に、4ページをお開きください。

第2条の3の次に、第2条の4の規定を新設いたします。

内容につきましては、非常勤職員が養育する子が1歳6箇月に達する日に育児休業を取得している場合、一定の要件のもと、2歳に達する日までの間、同休業を取得できる旨を規定するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

第3条に新たに第7号、第8号を新設いたします。

内容につきましては、既に育児休業を取得したものが、同休業を再度取得することができる要件を定めるものであります。

第7号に規定する要件につきましては、非常勤職員の養育する子が1歳になるまで育児休業を取得したのち、その子が1歳6箇月になるまで育児休業を取得する場合や、子が1歳6箇月になるまで育児休業を取得したのち、その子が2歳になるまで育児休業を取得する場合があります。

第8号に規定する要件につきましては、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員であって、任期の更新又は引き続き採用される場合があります。

最後に、第6条に規定しております、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整につきましては、会計年度任用職員については適用しない旨を規定いたします。

なお、本条例の経過措置としまして、会計年度任用職員にかかる育児休業の

取得要件の期間について、現行の嘱託職員より継続して任用する場合には、令和2年4月1日以前の期間を通算できる旨を新設いたします。

以上で説明を終らせていただきます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定」について当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第25号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定」について、ご説明をさせていただきます。

議案集の37ページ・38ページと併せまして、お手元の右上に「議案第25号」と書かれました、A4縦版の資料になります「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定の概要」をご覧ください。

初めに、概要につきましてご説明させていただきます。

1の「改正理由」であります。今回の条例改正につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和元年6月14日に公布され、地方公務員法の成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項が削除されたことから、関係条例の整備をするものであります。

2の「改正する条例及び内容」につきましては、記載のとおり、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例ほか、2つの条例における法律の引用箇所削除等を行うものであります。

それでは、整備条例第1条の規定についてご説明いたします。

お手元の右上に「議案第25号」と書かれました「甲府地区広域行政事務組

合職員給与条例新旧対照表」の1ページをご覧ください。

改正内容ではありますが、「休職者の給与」について規定をしております、第5条の2第5項中、第1号から第3号までの下線部分につきまして、分限条例の引用箇所を改めるものであります。

次に、2ページをお開き下さい。

第6項につきましては、法改正により削除しました、地方公務員法第16条第1号を引用している下線部分を削除するものであります。

以下、2ページ、3ページ、4ページにつきましても、同様に、法律の引用箇所を削除するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

整備条例第2条の「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例」の一部改正であります。

改正内容ではありますが、懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限についての規定であります第15条第1項第2号につきましても、先ほどと同様に法律の引用箇所である下線部分を削除するものであります。

次に、6ページをお開き下さい。

整備条例第3条の「甲府地区広域行政事務組合職員の分限に関する条例」の一部改正であります。

改正内容ではありますが、第8条第1項において引用しております「地方公務員法第16条第2号」を「第16条第1号」に改めるものであります。

最後に附則につきましては、令和元年12月14日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正

する条例制定」について当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、次に、議案第26号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案集の39ページから49ページと併せまして、お手元の「給与改定の概要」の概要をご覧ください。

この条例改正につきましては、本年の国家公務員の給与に関する人事院勧告並びに山梨県職員の給与等に関する県人事委員会の勧告に鑑みまして、本組合職員の給与につきましても、国・県の内容に準じた改定を行うこととしたものでございます。

それでは、職員の給与の改定内容につきましてご説明いたします。

1つ目の「給料表の改定」につきましては、本年度の公民格差を解消するため、給料月額を平均で0.1%、本年4月1日に遡って引き上げるものでございます。

2つ目の「勤勉手当の改定」につきましては、本年12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げるものであります。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は、4.45月から4.5月に引き上げとなります。

3つ目の「扶養手当の改定」につきましては、前年以前の人事院勧告並びに山梨県人事委員会の勧告において、段階的に扶養手当の改定を行うこととされてきたもののうち、配偶者、父母等に係る手当額について、一定以上の給与水準にある職員に対して支給額の改定を行うものでございます。

具体的には、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員で、これに相当するものに対する支給額について、現行の6,500円を3,500円とするものでございます。この扶養手当の改定につきましては、令和2年度から適用となるものでございます。

4つ目の「住居手当の改定」につきましては、職員が借り受けている住居の家賃額につきまして、支給対象となる下限を12,000円から16,000円に引上げるなど、相対的に家賃額が低い職員の手当の減額を行う一方で、その

原資を用いて、支給額の上限を27,000円から28,000円に上げるなど、家賃額に応じた支給額とするものでございます。

なお、住居手当の改定につきましても、令和2年度から適用となりますが、改定後の支給額が2,000円を超える減額となる場合は、減額の上限を最大2,000円とする経過措置を1年間実施する予定でございます。

5つ目の「令和2年度以降の勤勉手当の改定」につきましては、「2つ目の勤勉手当の改定」で引き上げました本年12月の0.05月分の勤勉手当を、来年度以降、6月期と12月期が均等となるよう、0.025月分ずつ配分するものでございます。

以上が今回の給与改定の概要でございます。

次に、一部改正条例についてご説明いたします。

お手元の右上に「議案第26号」と書かれました「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例新旧対象表」の1ページをご覧ください。

なお、新旧対照表では給料表を省略させていただいております。

改正条例の第1条は、先ほど「給与改定の概要」でご説明申し上げましたもののうち、今年度の改定にかかわりません給料表及び勤勉手当について改正を行う規定となっております。

次に、2ページをご覧ください。

改正条例の第2条は、来年度以降の給与改定にかかわる規定でございます。

先ほどの「給与改定の概要」でご説明申し上げました扶養手当、住居手当等に係る改定について規定するものでございます。

2ページから3ページ中段までが、扶養手当に係る手当額の変更、3ページ中段から4ページ中段までが、住居手当の改定、4ページ中段以降が第1条で引き上げました勤勉手当の支給割合を6月期と12月期に均等に配分する旨の規定でございます。

次に、議案集の48ページ、49ページをご覧ください。

第1項から第3項までは、施行日及び適用日に関する規定となっております。

次に、第4項につきましては、第1条の改正規定を遡って適用することから、既に支給された勤勉手当、給料等は、第1条による改正後の勤勉手当、給料等の内払いとする旨を定めるものでございます。

次に、第5項につきましては、第2条の改正規定のうち、住居手当について、先ほど「給与改定の概要」でご説明申し上げました、改定の適用後、手当の減額が2,000円を超える職員に対する1年間の経過措置について、定めるものでございます。

最後に、第6項につきましては、条例の施行に際し、必要な事項を規則に委任するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（興石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で議案第19号から議案第26号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時58分